

第二十二條第一項第十五号の次に次の一号を加える。
十五の二 一、一、一 ジメチルヒドラン

第二十三條第一号及び第二号中「こえて」を「超えて」に改め、同条第五号中「三酸化砒素」を「無機砒素化合物（アルシン及び砒化ガリウムを除く。）を製造する工程において粉碎をし、三酸化砒素」に改める。

別表第三第二号15を次のように改める。
15 酸化プロピレン
別表第三第二号19の次に次のように加える。
19の2 一、一、一 ジメチルヒドラン

第二條 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

附則第三條第一号中「以下この条を「次号」に、「次のいずれかに該当するもの」を「この政令の施行の際現に存する本邦にある化学工業の用に供する施設の設備（配管を含む。）の接合部分に使用されるものうち、直径千五百ミリメートル以上のもの」に改め、イ及びロを削り、同条第二号及び第三号を削り、同条第四号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同条第二号とする。

（施行期日）
第一條 この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、第二條の規定及び附則第五條から第七條までの規定は、同年三月一日から施行する。

（経過措置）

第二條 事業者は、第一條の規定による改正後の労働安全衛生法施行令（以下「新令」という。）第六條第十八号に掲げる作業（第一條の規定による改正前の労働安全衛生法施行令（以下「旧令」という。）第六條第十八号に掲げる作業に該当するものを除く。）については、平成二十四年三月三十一日までの間は、当該作業の作業主任者を選任することを要しない。

第三條 次に掲げる物であつて、この政令の施行の日において現に存するものについては、平成二十三年九月三十日までの間は、労働安全衛生法第五十七條第一項の規定は、適用しない。
一 新令第十八條第九号の十三、第十四号の九、第十四号の十及び第三十号の二に掲げる物
二 新令第十八條第三十九号に掲げる物で、前号に掲げる物を含有するもの

第四條 事業者は、新令第二十一條第七号に掲げる作業場（旧令第二十一條第七号に掲げる作業場に該当するものを除く。）については、平成二十四年三月三十一日までの間は、作業環境測定を行うことを要しない。

第五條 第二條の規定による改正前の労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第二百五十七号。次条において「旧改正令」という。）附則第三條第一号に掲げる物（同号イに該当する物であつて、直径千五百ミリメートル未満のものに限る。）並びに同条第二号及び第三号に掲げる物のうち、附則第一條ただし書に規定する規定の施行の日において現に使用されているものについては、同日以後引き続き使用されている間は、労働安全衛生法第五十五條の規定は、適用しない。

第六條 前条の規定により労働安全衛生法第五十五條の規定が適用されない物に対する旧改正令附則第四條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧改正令による改正前の労働安全衛生法施行令第十八條及び別表第九の規定の適用については、なお従前の例による。
（罰則の適用に関する経過措置）
第七條 附則第一條ただし書に規定する規定の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における附則第一條ただし書に規定する規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

厚生労働大臣 細川 律夫
内閣総理大臣 菅 直人

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令及び検疫法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十三年一月十四日

内閣総理大臣 菅 直人

政令第五号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令及び検疫法施行令の一部を改正する政令
内閣は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六條第五項第十一号及び第二十項第六号並びに第五十六條の三第一項第一号並びに検疫法（昭和二十六年法律第二百一十号）第二條第三号、第二十六條及び第二十六條の二の規定に基づき、この政令を制定する。

（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部改正）
第一條 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成十年政令第四百二十号）の一部を次のように改正する。
第一條第九号中「腎症候性出血熱」を「腎症候性出血熱」に改め、同条中第三十一号を第三十二号とし、第十七号から第三十号までを一号ずつ繰り下げ、同条第十六号中「日本紅斑熱」を「日本紅斑熱」に改め、同号を同条第十七号とし、同条中第十五号を第十六号とし、第十二号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の一号を加える。
十二 チクングニア熱
第一條の次に次の一条を加える。
（二種病原体等）
第一條の二 法第六條第二十項第六号の政令で定める病原体等は、次に掲げるものとする。
一 アレナウイルス属チャバレイウイルス
二 エボラウイルス属ブンディブギョエボラウイルス
第十五條第一号中「サビアウイルス」の下に、「チャバレイウイルス」を加え、同条第二号中「スーダンエボラウイルス」の下に、「ブンディブギョエボラウイルス」を加える。

（検疫法施行令の一部改正）
第二條 検疫法施行令（昭和二十六年政令第三百七十七号）の一部を次のように改正する。
第一條中「感染症は」の下に、「チクングニア熱」を加える。
別表第二号人又は貨物に対する検査の検疫感染症の病原体の有無に関する検査

人又は貨物に対する検査 感染症の病原体の有無に 関する検査	エボラ出血熱	一件につき	二、七五〇円
痘瘡	一件につき	二、七五〇円	
南米出血熱	一件につき	二、七五〇円	
ペスト	一件につき	七、五〇〇円	

マールブルグ病	一件につき	二、七五〇円
ラッサ熱	一件につき	二、七五〇円
新型インフルエンザ等感染症	一件につき	三、四五〇円
チクングニア熱	一件につき	二、三五〇円
デング熱	一件につき	二、三五〇円
鳥インフルエンザ(H5N1)	一件につき	三、四五〇円
マラリア	一件につき	二、〇五〇円

別表第一の二病原体の有無に関する検査の項を次のように改める。

急性灰白髄炎	一件につき	二、三五〇円
細菌性赤痢	一件につき	二、九〇〇円
ジフテリア	一件につき	三、一〇〇円
腸チフス	一件につき	二、九〇〇円
パラチフス	一件につき	二、九〇〇円
腸管出血性大腸菌感染症	一件につき	二、九〇〇円
アメーバ赤痢	一件につき	一、五〇〇円
ウエストナイル熱	一件につき	二、三五〇円
A型肝炎	一件につき	三、〇五〇円
黄熱	一件につき	二、三五〇円
後天性免疫不全症候群	一件につき	二、八五〇円
シアルジア症	一件につき	一、五〇〇円
腎症候性出血熱	一件につき	二、三五〇円
日本脳炎	一件につき	二、三五〇円
破傷風	一件につき	三、一〇〇円
ハンタウイルス肺症候群	一件につき	二、三五〇円
麻疹	一件につき	二、三五〇円

附 則

この政令は、平成二十三年二月一日から施行する。ただし、第一条中感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令第一条の次に一条を加える改正規定及び同令第十五条の改正規定は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

厚生労働大臣 細川 律夫
内閣総理大臣 菅 直人

省 令

○文部科学省令第一号
独立行政法人国立大学財務・経営センター法（平成十五年法律第百十五号）第十六条の規定に基づき、独立行政法人国立大学財務・経営センターに関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十三年一月十四日
文部科学大臣 高木 義明
独立行政法人国立大学財務・経営センターに関する省令の一部を改正する省令
独立行政法人国立大学財務・経営センターに関する省令（平成十五年文部科学省令第六十号）の一部を次のように改正する。
第十五条第三号中「十年間」を「十年三月間」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

訓 令

○内閣府訓令第十三号
内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十二年十二月二十一日
内閣総理大臣 菅 直人
内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令
内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令（平成十三年内閣府訓令第十九号）の一部を次のように改正する。

別表一「経済財政分析担当」の項中7から9までを削り、10及び11を二ずつ繰り上げ、6の次に次のように加える。
7 地域活性化交付金を充てて行う事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。

附 則

この訓令は、平成二十二年十二月二十一日から施行する。

告 示

○宮内庁告示第一号
平成二十四年歌会始のお題は、次のように定められた。
岸
平成二十三年一月十四日
宮内庁長官 羽毛田信吾

○政治資金適正化委員会告示第二号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。
平成二十三年一月十四日
政治資金適正化委員会委員長 上田 廣一

登録番号	登録年月日	氏 名
三八四一	二二	大石 一良
三八四二	二二	折田 武尚
三八四三	二二	大森志寿夫
三八四四	二二	長井 哲朗

○法務省告示第十八号
左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。
平成二十三年一月十四日
法務大臣 仙谷 由人

- 住所 東京都品川区南大井5丁目9番8号 梁政孝 平成5年3月31日生
- 住所 大分県中津市永添276番地2 金崎 昭和2年4月23日生
- 住所 奈良市押部町1323番地2 李明淑 昭和52年5月18日生
- 住所 京都府舞鶴市田中町28番地14 金勉 昭和31年3月9日生
- 住所 熊本県宇 昭知30年10月4日生 橋本直子 昭知56年11月20日生
- 住所 金松 昭知59年9月12日生 金真也 昭知59年9月12日生
- 住所 大阪府東大阪市瓜生堂1丁目4番3-102号 金有史 昭知58年6月28日生
- 住所 京都市左京区北山三原瀬ノ内町6番地 千純政 昭知21年6月24日生
- 住所 千葉県代子 昭知23年4月23日生
- 住所 京都市伏見区羽衣新藤川町555番地67 榎春代 昭知54年7月28日生

(厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正)

第十条 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令(平成十七年厚生労働省令第四十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の表特定化学物質障害予防規則(昭和四十七年労働省令第三十九号)の項中 第三

十八條の十八第一項第三号の規定による記録の保存

第三十八條の十八第一項第三号の規定

による記録の保存
に改める。

別表第二特定化学物質障害予防規則の項中 第三十八條の十八第一項第三号の規定による記録

第三十八條の十八第一項第三号の規定による記録
第三十八條の十九第九号の規定による記録
に改める。

附則

第一条 この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

(計画の届出に関する経過措置)

第二条 労働安全衛生規則第八十六條第一項及び労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第八十八條第二項において準用する同条第一項の規定は、平成二十三年七月一日前に労働安全衛生規則別表第七の十六の項から十八の項までの上欄に掲げる機械等であつて、労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号)別表第三第二号15若しくは19の2に掲げる物又は第二条の規定による改正後の特定化学物質障害予防規則(昭和四十七年労働省令第三十九号)以下「新特化則」という。別表第一第十五号若しくは第十九号の二に掲げる物(以下「酸化プロピレン等又は一・一・一・ジメチルヒドランジン等」という)に係るもの、労働安全衛生規則別表第七の二十の二の上欄に掲げる機械等であつて、一・四・一・ジクロロエーテン又は一・四・一・ジクロロエーテンをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物(以下「一・四・一・ジクロロエーテン等」という)に係るもの又は第一条の規定による改正後の労働安全衛生規則別表第七の二十の四の上欄に掲げる機械等を設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとする場合には、適用しない。

(様式に関する経過措置)

第三条 この省令の施行の際現に提出され、又は交付されているこの省令による改正前のそれぞれの省令に定める様式による申請書等は、この省令による改正後のそれぞれの省令に定める相当様式による申請書等とみなす。

第四条 この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前のそれぞれの省令に定める様式による申請書等の用紙は、当分の間、必要な改定をした上、使用することができる。

(第二類物質の製造等に係る設備に関する経過措置)

第五条 酸化プロピレン等又は一・一・一・ジメチルヒドランジン等を製造し、又は取り扱う設備で、この省令の施行の際現に存するものについては、平成二十四年三月三十一日までの間は、新特化則第四条及び第五条の規定は、適用しない。

(特定化学設備に関する経過措置)

第六条 酸化プロピレン等又は一・一・一・ジメチルヒドランジン等を製造し、又は取り扱う特定化学設備であつて、この省令の施行の際現に存するものについては、平成二十四年三月三十一日までの間は、新特化則第十三条から第十七条まで、第十八条の二、第十九条第二項及び第三項、第十九条の二から第二十条まで、第三十一条並びに第三十四条の規定は、適用しない。

(出入口に関する経過措置)

第七条 酸化プロピレン等又は一・一・一・ジメチルヒドランジン等を製造し、又は取り扱う特定化学設備を設置する屋内作業場及び当該作業場を有する建築物であつて、この省令の施行の際現に存するものについては、平成二十四年三月三十一日までの間は、新特化則第十八条の規定は、適用しない。

(警報設備等に関する経過措置)

第八条 酸化プロピレン等又は一・一・一・ジメチルヒドランジン等を製造し、又は取り扱う特定化学設備を設置する作業場又は当該作業場以外の作業場で酸化プロピレン等又は一・一・一・ジメチルヒドランジン等を合計百リットル以上取り扱うものであつて、この省令の施行の際現に存するものについては、平成二十四年三月三十一日までの間は、新特化則第十九条第一項及び第四項の規定は、適用しない。

(床に関する経過措置)

第九条 酸化プロピレン等又は一・一・一・ジメチルヒドランジン等を製造し、又は取り扱う特定化学設備を設置する屋内作業場であつて、この省令の施行の際現に存するものについては、平成二十四年三月三十一日までの間は、新特化則第二十一条の規定は、適用しない。

(一・四・一・ジクロロエーテン等に関する経過措置)

第十条 一・四・一・ジクロロエーテン等を製造し、若しくは取り扱う設備から試料を採取し、又は当該設備の保守点検を行う作業場所等であつて、この省令の施行の際現に存するものについては、平成二十四年三月三十一日までの間は、新特化則第三十八條の十七第一項第一号の規定は、適用しない。

(一・三・一・プロパンスルホン等に関する経過措置)

第十一条 一・三・一・プロパンスルホン又は一・三・一・プロパンスルホンをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を製造し、又は取り扱う作業場で、この省令の施行の際現に存するものについては、平成二十四年三月三十一日までの間は、新特化則第三十八條の十九第一号、第三号から第九号まで及び第十七号の規定は、適用しない。

○厚生労働省令第六号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六條第六項第九号並びに第十四條第一項及び第二項の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年一月十四日

厚生労働大臣 細川 律夫

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令

第一条 この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

第二章 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成十年厚生省令第九十九号)の次に次の一号を加える。

三十一 薬剤耐性アシネトバクター感染症

第六條の表の五の項中「メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症」の下に、「薬剤耐性アシネトバクター感染症」を加える。

第七條第一項中「メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症」の下に、「薬剤耐性アシネトバクター感染症」を加える。

附則

この省令は、平成二十三年二月一日から施行する。